正四位に叙する
田端　豊

従五位に叙する（各通）
安達　命邦　猪谷　一郎
佐藤　喜輔　塚越　忠夫
堀内　早苗

正六位に叙する（各通）
岩村　政浩　岡田　定男
庄司　謙一　杉山　昌弘
土屋　忠史　土居　博三
松川　文夫　森　裕一

従六位に叙する（各通）
岡　隆雄　佐藤　惠一

従七位に叙する（各通）（以上二月二十七日）
（金沢大学名誉教授）
高守　正治

正四位に叙する
野中　光男

従五位に叙する
及川　浩志　筧　仁雄
土屋　和徳　中野　達男

正六位に叙する（各通）
阿保資江美　北澤　正啓
佐々木光一　佐藤　栄時
関　貞徳

従六位に叙する（各通）
青木　堅　小形　敏雄

正七位に叙する（各通）（以上二月二十八日）
和田　仁

従五位に叙する（各通）
石井　直彦　石原恭一郎
佐藤　保　西村　友孝
（いわき市公立学校長）

正六位に叙する（各通）
石川　孝一　久保　秀司
寶田　守夫　都倉　淑子
（札幌市公立学校長）
福田　文男　福本　汎

従七位に叙する
宮本　邦朋

従六位に叙する（各通）
野中　光男
武藤　義一
河合　健
平野　都
後藤　正典
高柴　慶博
野々市　孝
松井　信親
和多田義克
高守　正治
諸橋　茂
富田　信義
高橋　博夫
山本　浩
古川　周三
鈴木　学
高山　庸三
來栖　政雄
割田　良次
片山　哲男
増田　脩
三森　浩晶
西　尚美
町田　征久
宮本　邦朋

従七位に叙する
益子　房雄

正七位に叙する（各通）（以上三月二日）
田辺征三郎

正六位に叙する
高橋　真三

（山形市消防司令長）
高橋　俊弘

正七位に叙する（各通）（以上三月三日）
大野　哲明

正五位に叙する
桑原　伸夫

従七位に叙する（以上三月四日）
○叙勲
（北海道議会議員）
角田　一

旭日双光章を授ける
（あま市議会議員）
佐藤　貞夫

旭日単光章を授ける（二月二十七日）
内匠　秋夫　冨士田　肇

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
松崎　久司

旭日単光章を授ける（二月二十七日）
河口　幹男　佐藤　寛一

旭日単光章を授ける（各通）（二月二十八日）
古木　峰男
相澤　博文

旭日単光章を授ける（三月一日）
大塚　耕平

旭日大綬章を授ける（三月二日）
（愛媛大学名誉教授）
弓削　俊洋

瑞宝中綬章を授ける
（国立大学法人職員）
嵐　元宏
村井　祐一

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小川　均　坂本　定典
田邉　光博　西尾　弘

瑞宝双光章を授ける
萩　典宏

瑞宝単光章を授ける（各通）
高橋　英和
西岡　敏
大谷　孝昌

瑞宝単光章を授ける（以上二月二十六日）
後藤　正典　高柴　慶博　平野　都
堀内　早苗　和多田義克

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　惠一　松井　信親　松川　文夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）
（金沢大学名誉教授）
高守　正治

瑞宝中綬章を授ける
阿保資江美　及川　浩志　関　貞徳
土屋　和徳　富田　信義　山田　健二

瑞宝双光章を授ける（各通）
古川　周三　佐々木光一　佐藤　栄時
鈴木　学　都井　英光　山下　利秀

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十八日）
石川　孝一　石原恭一郎　佐藤　保
寶田　守夫　都倉　淑子
（札幌市公立学校長）
西　尚美
西村　友孝
福田　文男
（いわき市公立学校長）
三森　浩晶

瑞宝双光章を授ける（各通）
久保　秀司　平　喜朗　本間　光男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
西田　修三　三浦　祐一

瑞宝単光章を授ける（各通）（三月二日）
高橋　真三

瑞宝双光章を授ける
（山形市消防司令長）
高橋　俊弘

瑞宝単光章を授ける（以上三月三日）
桑原　伸夫

瑞宝単光章を授ける（三月四日）
鬼頭　重義

瑞宝単光章を授ける（三月五日）

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　占用を制限する区域　区域備考

福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月六日

(七)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕